

ち いき ふく し けん り よう ご じ ぎょう
地域福祉権利擁護事業

ち いき あん しん く て つだ
地域で“安心”して暮らせるようお手伝いをします



どのようなひとが
つかえるの？

- 認知症状のある高齢者
 - 一人暮らしの高齢者
 - 高齢者のみの家族
 - 知的障害のあるひと
 - 精神障害のあるひと
 - 身体障害のあるひと
- ・・・など

このようなことで
困っているとき、
ご利用ください。

- ・ 福祉サービスを利用したいけど、
どうすればよいかわからない…
- ・ 福祉サービス利用料や病院代、
光熱水費等の支払いができない…
- ・ 日常的なお金の管理に不安がある…
- ・ 預金通帳やハンコ、大切な書類の
置き場所を思い出せない…



草津市社協キャラクター
ふくちゃん



しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人

くさつししゃかいふくしきょうぎかい
草津市社会福祉協議会

地域福祉権利擁護事業ってなに？

判断能力が十分でないため、毎日の暮らしのなかで、福祉サービスの利用の仕方や手続きがよく分からなかったり、日常のお金の管理が不安なひとが地域で安心して生活を送れるように支援するものです。

どのようなことをお手伝いしてくれるの？

福祉サービスの利用援助

福祉（介護）サービスの利用をお手伝いします。

- きまごまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、助言をします。
- 福祉サービスの申し込み、契約時の立会いや代弁をします。
- 福祉サービスの利用料金を代行して支払います。
- 福祉サービスの苦情を解決するための手続きをします。

日常的な金銭管理サービス

暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。

- 年金や福祉手当の受け取りの手続きをします。
- 税金や公共料金、日用品購入などの支払い手続きをします。
- 医療費の支払い手続きをします。
- 銀行や郵便局で預貯金の出し入れをします。

書類などの預かりサービス

大切な財産の管理が困難な場合、その財産を金融機関の貸金庫で保管します。

お預かりできるもの

年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印・銀行印
その他、草津市社会福祉協議会が認めた書類

どのようなひとがお手伝いしてくれるの？

あなたをお手伝いするのは、社会福祉協議会の自立生活支援専門員と生活支援員です。

★自立生活支援専門員とは？

悩みごとの相談を受けて、あなたの意向に沿った適切な支援計画を作成し、契約までのお手伝いをします。

★生活支援員とは？

契約の内容に沿って、定期的に訪問します。福祉サービス利用の手続きや預貯金の出し入れをします。



お金はかかるの？

相談や支援計画の作成にかかる費用は、無料です。福祉サービス利用手続きや金銭管理などのサービスを利用する際は有料です。

| サービス区分 | 利用単位 | 利用料 |
|-------------------|---------|--------|
| • 福祉サービス利用援助 | 1回 | 1,000円 |
| • 日常的な金銭管理 | (2時間以内) | 1,000円 |
| • 書類等の預かり（財産安全管理） | 6か月 | 1,000円 |

※ただし、生活保護を受けている方は無料です。

一度利用するとやめられないの？

お手伝いがいらなくなったら、いつでもやめることができます。また、支援計画の内容を変えることもできます。

草津市社会福祉協議会や、自立生活支援専門員、生活支援員は、この契約の期間中に知ったあなたに関する秘密を守ります。また、この契約が終わった後も同じです。

権利擁護事業の手続きの流れです



- 相談**

○権利擁護事業について説明します。
生活状況についておうかがいします。
- 利用意志の確認**

○権利擁護事業を利用するかしないか確認します。
- ガイドラインの実施**

○日頃のくらしのようすを確認します。
- 収入・支出の確認**

○収入より支出が多い方、収入がない方は契約できません。
- 申込書等を提出**

○申込書を提出していただきます。
契約する際には、契約が終了したときに預かった財産を受けとる人をあらかじめ決めていただきます。（詳細はご相談ください。）
- 支援計画の相談**

○ご本人の希望などを確かめて、支援計画を作ります。
- 預かり物の確認
預かり書の作成**

○権利擁護事業で預かりを希望する物の確認をし、預かり書を作成します。
- 通帳・印鑑等の
預かり**

○預かり書に署名・捺印をいただき、預かります。
- 生活支援員の選任**

○生活支援員を決めます。
- 契約の締結**

○利用者と市社協の間で、
契約を結びます。
生活支援員も同席します。
- 金融機関の手続き**

○金融機関へ代理人申請を
します。
- 支援の開始**

○支援計画に沿って支援を
します。

草津市社会福祉協議会事務所

住所：草津市青地町1086番地
 電話：077-562-0084
 FAX：077-566-0377